

令和 3 年第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 8 月 24 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5752〕

① 件名	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法施行令が令和 3 年 3 月 31 日にその効力を失い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令が令和 3 年 4 月 1 日から施行された。</p> <p>また、同法附則第 12 条及び同令附則第 7 条により、公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正が行われた。</p> <p>【目的】</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴い、石巻市営住宅条例の一部について整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和 3 年政令第 137 号） 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号） 石巻市営住宅条例（平成 17 年条例第 273 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 3 年 3 月 31 日 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等公布 公営住宅法等の一部を改正する法律公布 （いずれも令和 3 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市営住宅条例附則第 9 項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項」に改める。</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の石巻市営住宅条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>関係条例を整理することにより、適正な運営が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>該当する自治体において同様に改正を行う。 宮城県：6 月定例会で改正済（R3.4.1 適用）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 3 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案</p>
⑨ その他	